

岩手県告示第559号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、クリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成25年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	名 称	所在地
平成25年9月8日(日)	宮古地区合同庁舎	宮古市五月町1番20号
平成25年10月20日(日)	奥州地区合同庁舎分庁舎	奥州市水沢区大手町五丁目5番地
平成25年11月17日(日)	岩手県美容会館	盛岡市志家町3番13号

3 受講料 1人 4,500円